

# 令和3年度 学童保育クラブのご案内



三宅町健康子ども課

## 1. 学童保育クラブとは

三宅小学校に在学し、保護者等の就労・病気・看護・就学等により、放課後や夏休みなどに昼間、保護者が家庭にいない児童を対象に、集団生活や遊びを通して、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てを支援するものです。

### (1) 利用方法

① 通常利用（登録定員数：100名程度）

令和3年4月1日～令和4年3月31日

② 長期休暇利用（定員数：10名程度）

春休み・夏休み・冬休みのみ利用する場合

※ 定員を超過する申込みがある場合は、特別の支援を必要とする児童、及び低学年児童から優先しての入所となります。

### (2) 実施日・実施時間

授業のある日 (月曜日から金曜日)	授業が終了した時から	18:00	19:00
		通常	延長
長期休業日・学校休校日 (月曜日から金曜日)	7:30	8:30	18:00 19:00
	延長	通常	延長
土曜日	7:30	8:30	18:00 19:00
	延長	通常	延長

### (3) 休業日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末年始(12月29日～翌年1月3日)及び夏季休暇(お盆前後の3日間)
- ③ 重大な感染症が生じた場合、災害などで施設が運営できない状況の場合
- ④ その他特に町長が必要と認めたとき



©fumira

## 2. 利用要件について

学童保育クラブの利用を希望する方は、利用申請手続きが必要です。

次の要件を全て満たしている場合に申請することができます。

① 保護者等が就労等で、学童保育クラブの開設時間内において保育を必要とすること

② 正当な理由がなく「学童保育料」を2か月以上滞納していないこと

\*現在、学童保育クラブを利用している方で、学童保育料やおやつ代を2か月以上滞納している方は、次年度の申請をした場合でも、利用が承認されないことがあります。

\*学童保育クラブの利用が承認された場合でも、利用期間中に学童保育料を2か月以上滞納した場合は、退所となります。

◆ 保護者の就労等の内容については、以下のとおりです。

就労	就労（1日4時間以上）を常態としていること。
長期疾病・障がい	長期にわたり疾病の状態にある、または精神若しくは身体に障がいを有していること。
看（介）護中	長期疾病、その他障がいを有している者の看（介）護にあたっていること。
就学中	就労に伴う準備として技能習得や学校等に通り日中外出することを常態としていること。（在学証明等の在籍とその時間帯を証明する書類の提出が必要となります。）
求職中	求職活動中または、就労に伴う準備として技能習得のため日中外出することを常態としていること。求職中での入所は <u>3か月以内</u> 。
その他	上記に掲げる場合の他、明らかに保育を必要とすると認められる場合。

※ 就労、就学、疾病の場合、通勤・通学・通院時間を含みます。

## 3. 実施場所

三宅小学校北館1階で実施します。また、当該活動を行うのに適切な場所で実施する場合があります。

ただし、複合施設開館後は三宅小学校から複合施設に移転します。

## 4. 保育料及びおやつ代

(1) 保育料について

保育料は、児童一人当たり月額2,500円、おやつ代は、月額500円です。

ただし、保育料（延長保育料を含む）については、同一世帯から複数人が入所した場合は、二人目は半額、三人目以降は無料です。

保育料やおやつ代は月額であり、利用日数や入退所日による、日割り計算はいたしません。

(2) 納付方法について

口座振替による納付をお願いします。何らかの事情で口座振替ができなかった場合は、町が発行する納付書で納付していただきます。

	納付日	納付方法
保育料・おやつ代	当月払いで、毎月25日 (土日祝日の場合は翌営業日)	口座振替

## 5. 保育料の免除制度について

学童保育クラブの保育料について、次の方は免除となります。

該当される方は、放課後児童健全育成施設（学童保育クラブ）保育料減免申請書（第9号様式）及び証明書の提出が必要となります。

申請書類に基づき審査し、免除となった方には後日決定通知を送付します。

なお、免除されるのは保育料だけです。延長保育料及びおやつ代は必要ですのでご注意ください。

### 【免除となる対象世帯】

- ① 生活保護世帯
- ② 令和2年度(令和元年分所得)の町民税が非課税の世帯
- ③ ひとり親家庭等医療費の受給世帯
- ④ その他（町長が認める世帯）

## 6. 延長保育利用について

### (1) 常態的に利用する場合

常態的に午後6時以降のお迎えになる方は、月額利用とし、下表の金額を徴収します。

- ① 延長保育料
- ② 長期休暇期間中及び振替休日等の早朝保育
- ③ 土曜日早朝保育（通年利用）

利用形態	利用可能時間	料金
夜間月極延長保育1	18:00～19:00(1時間)	月額2,000円
夜間月極延長保育2	18:00～18:30(30分)	月額1,000円
夏期休暇早朝保育1	7:30～8:30(1時間)	3,000円
夏期休暇早朝保育2	8:00～8:30(30分)	1,500円
冬期休暇早朝保育1	7:30～8:30(1時間)	1,000円
冬期休暇早朝保育2	8:00～8:30(30分)	500円
春期休暇早朝保育1	7:30～8:30(1時間)	1,500円
春期休暇早朝保育2	8:00～8:30(30分)	750円
土曜日早朝保育1	7:30～8:30(1時間)	年額4,000円
土曜日早朝保育2	8:00～8:30(30分)	年額2,000円

※春期休暇期間については、新1年生は4月1日からの利用、6年生は3月末日までの利用となるため、早朝保育料は各料金の半額となります。

## 【学童保育クラブ開所時間】

①授業のある日 (月曜日から金曜日)	授業が終了した時から	18:00	19:00
		通常	延長
②長期休業日・学校休校日 (月曜日から金曜日)	7:30	8:30	18:00 19:00
	早朝	通常	延長
③土曜日	7:30	8:30	18:00 19:00
	早朝	通常	延長

### (2) 一時利用の場合

延長時間30分あたり100円です。

利用予定が分かっている場合は、前月末日までに一時利用申請書（第4号様式）を提出してください。

なお、事前申請していない場合でも、何らかの事情により当日、延長保育を利用する必要性が生じた時は、利用することが出来ます。その場合は、午後6時までに学童保育クラブへ電話連絡を入れ、迎えに行った時に、一時利用報告書（第5号様式）を記載し、学童保育指導員に提出してください。

### (3) 延長保育料の請求

延長保育を一時利用された方には、翌月に利用日・利用時間・利用料金を記載した、延長保育利用明細書を送付します。延長保育料の請求は、利用した月の翌月に保育料とともに請求します。

## 7. 入所の手続き

### (1) 受付期間

令和2年10月26日（月）～令和2年11月13日（金）

### (2) 受付場所・受付時間

受付場所	受付時間
健康子ども課（あざさ苑1階）	午前8時30分～午後5時15分
学童保育クラブ (三宅小学校内学童保育クラブ室)	午後5時15分～午後7時00分

※1 受付時に書類を確認しますので、お子さまを経由しての申請はできません。

必ず保護者の方が、直接提出してください。

※2 保育を4月1日から希望される場合は、必ず受付期間内に申請してください。

期間内に必要書類が用意できない場合は、用意できる書類を提出いただき、その際に申し出てください。

年度途中の利用申請については、利用できない場合がありますのでご注意ください。

※3 受付期間内に申請がない場合は、利用出来ません。

(3) 申請に必要な書類

- ① 放課後児童健全育成施設（学童保育クラブ）入所申請書（第1号様式）
- ② 学童保育個人調査票
- ③ 利用基準調査票
- ④ 同意書
- ⑤ 添付書類（●必ず提出 △該当者のみ提出）

※ 下記一覧表をご確認の上、必要書類を提出してください。保護者の方、それぞれにつき提出が必要です。

**【添付書類一覧表】**

保護者の状況		添付書類	備考
就労	会社員・公務員など雇用契約をしている場合	●就労証明書	雇用者による証明
		△直近4週間の勤務実績表	不規則勤務・ローテーション勤務者
	自営の場合	●就労証明書 ●確定申告書または源泉徴収票の写し（令和元年分）	確定申告書又は源泉徴収票がない場合は、営業の事実が確認できる書類
		△直近4週間の勤務実績表等	不規則勤務・ローテーション勤務、居宅内外勤務者
就学または技能訓練中		●申出書	就学、技能訓練中により保育を必要とする状況を記載する。
		●在学証明書など	在学期間の記載のあるもの
疾病		●申出書	疾病や障がいにより保育を必要とする状況を記載する。
		●医師の診断書	病名等のみでなく、育児が困難である旨が書かれているもの（写しでも可）
		●障害者手帳等の写し	
看（介）護		●申出書	看（介）護により保育を必要とする状況を記載する。
		●医師の診断書	看護対象者の診断書など（介護保険被保険者証の写しでも可）
求職		●求職活動状況申告書	
特別な支援が必要な児童		●手帳の写し又は、診断書	心身に特別な配慮を必要とする場合に提出してください。

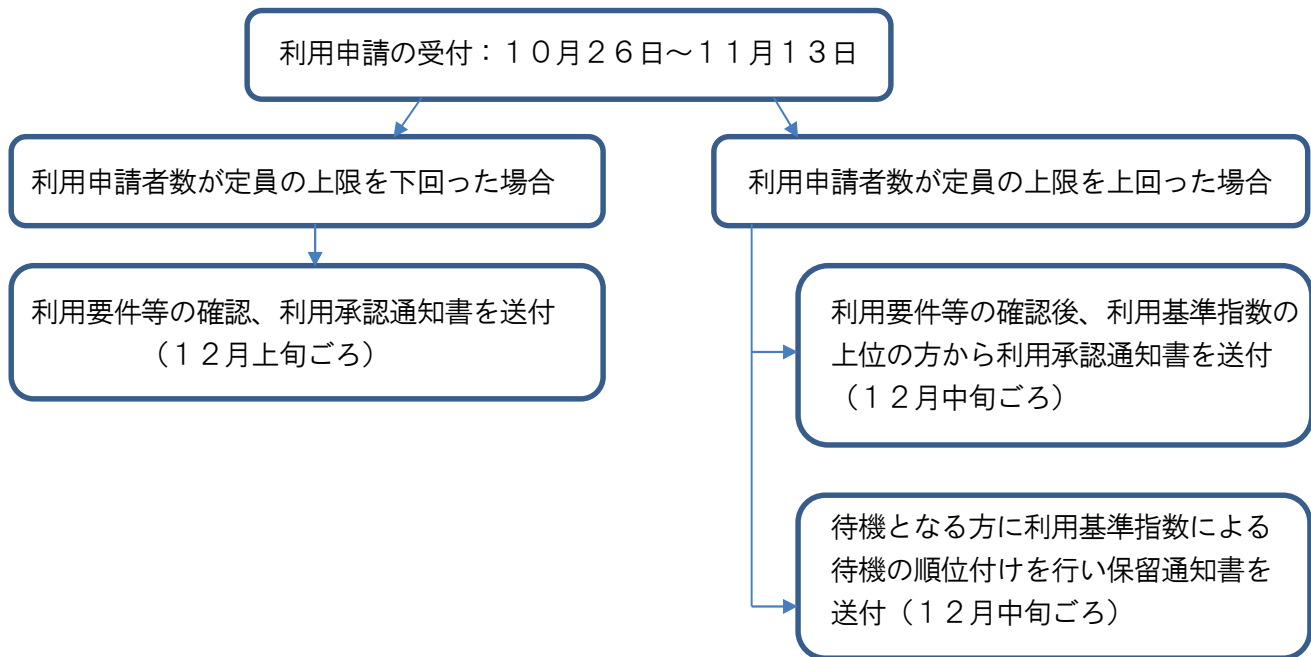
※「添付書類」についての注意点

- ① 児童の父母の他、同世帯に令和3年4月1日時点で20歳以上65歳未満の同居人（祖父母、おじ、おば、もしくは保護者以外の方）がいる場合は、全員分の証明書等が必要となります。
- ② 申請時に保護者が求職中であった場合、入所の承認期間は3か月となります。承認期間内に就労証明書等を必ず提出してください。  
（※提出がない場合、利用承認期間で学童保育クラブの利用は終了し、退所となります。）

③ 兄弟姉妹で申請される場合、勤務証明書等の添付書類は、原本を1部、2人目以降の児童についてはコピーの提出で可能です。

※ 提出していただいた申請書類の記載事項に虚偽があり、利用要件を満たさないことが判明した場合は、利用承認を取り消しますのでご注意ください。

## 8. 利用の審査・決定・通知について



## 9. 入所承諾内容の変更

入所承諾後、承諾内容に変更があった場合は、速やかに健康子ども課へご連絡ください。

(例) 勤務先の変更や退職、産前産後休暇や育児休業の取得、氏名や住所の変更など

## 10. 利用申請の取り下げ・辞退

申請後、引越しなどの事情により申請を取り下げる場合、または、利用承認通知書が届いた後に利用を辞退される場合は、速やかに健康子ども課へご連絡ください。

## 11. 退所について

退所される場合、退所する月の前月20日までに退所届(第8号様式)を提出してください。

期日までに提出されない場合は、保育料が発生しますのでご注意ください。

## 12. 入所説明会について

令和3年1月以降に学童保育クラブ利用に関する説明会が、事業所主催で開催される予定です。

説明会日時が決定次第、利用承認者へご案内いたしますので、必ず参加されますようお願いします。

## 学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）について

※ 利用基準指数とは、基準指数と調整指数を合計したポイントです。

学童保育クラブの利用希望者が、受け入れ上限数を上回った場合ポイントの高い方から利用決定します。

※ 同一世帯内児童の学童保育料を滞納している場合は、学童保育クラブの入所選考時に選考指数を減点します。それにより、入所ができない場合もありますので、ご了承ください。

### (1) 基準指数（保護者等の状況）

\* 「保護者等」とは、父・母又はそれに代わる方（現に監護している方）が該当します。

\* 「勤務時間」「勤務等」とは、自宅から勤務地までの片道の通勤時間を含みます。

\* 保護者等のポイントが異なる場合は、最も低いポイントを適用します。

類 型		勤務日数	勤務時間	基準指数	
就 労	居 宅 外 就 労	週5日以上	午後5時以降に勤務終了	10	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	9	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	8	
		週4日	午後5時以降に勤務終了	9	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	8	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	7	
		週3日	午後5時以降に勤務終了	8	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	7	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	6	
		自 営 （ 事 業 主 ）	週5日以上	午後5時以降に勤務終了	9
				午後4時以降～午後5時前に勤務終了	8
				午後3時以降～午後4時前に勤務終了	7
	週4日		午後5時以降に勤務終了	8	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	7	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	6	
	週3日		午後5時以降に勤務終了	7	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	6	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	5	
	居 宅 内 就 労	週5日以上	午後5時以降に勤務終了	9	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	8	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	7	
		週4日就労	午後5時以降に勤務終了	8	
			午後4時以降～午後5時前に勤務終了	7	
			午後3時以降～午後4時前に勤務終了	6	
週3日就労		午後5時以降に勤務終了	7		



		自 営 (協力者)		午後4時以降～午後5時前に勤務終了	6
				午後3時以降～午後4時前に勤務終了	5
			週5日以上	午後5時以降に勤務終了	8
				午後4時以降～午後5時前に勤務終了	7
				午後3時以降～午後4時前に勤務終了	6
			週4日就労	午後5時以降に勤務終了	7
				午後4時以降～午後5時前に勤務終了	6
				午後3時以降～午後4時前に勤務終了	5
			週3日就労	午後5時以降に勤務終了	6
				午後4時以降～午後5時前に勤務終了	5
				午後3時以降～午後4時前に勤務終了	4

勤務時間が1日4時間未満の場合は、就労要件に該当しません。

居宅内就労・自営類型の方が営業等のため外出されることが多い場合は、0.5ポイント加算します。

その場合、居宅内外勤務として「7(3)申請に必要な書類」にある添付書類が必要となります。

就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等 *就労のために就学等していることを指します。 この場合、在学証明書・カリキュラム票等の提出が必要です。	居宅外就労 に準ずる
疾病もしくは障がい	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1・2級、もしくは、療育手帳所持者	10
看護・付き添い	1か月以上の長期にわたって入院患者等の看護、自宅療養者の看(介)護	8
求職中	週3日以上、求職活動で日中外出していることが常態となっている	6

## (2) 調整指数(児童本人及び世帯の状況による)

### ① 学年

1年生	+6	2年生	+5	3年生	+4	4年生	+3	5年生	+2	6年生	+1
-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

### ② 特別な支援が必要な児童

特別支援学級に在籍している児童又は、身体障害者手帳等を所持している児童	+6
-------------------------------------	----

### ③ 世帯の状況等

ひとり親世帯	+3
就労等していない在宅の同居親族がいる	-2
就労等していない親族が同一敷地内または自宅周辺にいる	-1

\*「親族」とは、自立した日常生活が可能な20歳以上、65歳未満(利用時間において)の親族を指し、祖父母・兄・姉・おじ・おば等を含みます。

④ 児童の出席状況

「学童保育事業利用申請書」に記載していただいた児童の状況（保育の必要な日、帰宅予定時間）及び保護者の勤務日を確認し、以下のような調整を行います。なお、現在学童保育クラブを利用している場合は、利用実績を合わせて確認し、調整を行います。

\*児童が習い事等により、定期的に保育を必要とする日にお休みしたり、早帰りした場合には、調整の対象となります。

週5日のうち週2日利用	-3
週5日のうち週3日利用	-2
週5日のうち週4日利用	-1

(3) 利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数が同じポイントとなり、判定できない場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要件
1	低学年の児童
2	ひとり親家庭に属する児童
3	保護者の就労日における児童の出席率が高い児童
4	適用された保護者の基準指数が高い児童
5	同居の親族がいない児童
6	在宅の親族が同一敷地内にいない児童

\*なお、上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定します。  
抽選となった場合には、その対象者に抽選方法と抽選日を別途通知いたします。

## 長期休暇利用のご案内

学童保育クラブでは、通年利用のほか、夏休み等の学校休業期間中の受け入れを行います。

(1) 利用条件

学童保育クラブ利用要件を満たしており、かつ利用期間の6割以上利用することが条件です。

(2) 学童保育料

夏期休業期間	5,000円
冬期休業期間	2,500円
春期休業期間	2,500円

利用期間に応じて上記の利用料をお支払いいただきます。

また、延長保育を利用される場合には、利用料金が発生します。

詳しくは、p3を確認してください。

(3) 利用申請・審査・判定

学校休業期間開始日の1か月前までに申請してください。

申請に必要な書類は、通年利用の場合と同じです。

(4) 利用申請受付

12月1日(火)以降に随時受け付けます。